

(仮称) 秋田市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 本事業は、沖合約 1km～5km、秋田市の沿岸約 19.5km に及ぶ海域に、海面からの高さが 250m を超える風力発電機を最大 35 基（総出力最大 52.5 万 kW）設置する大規模な洋上風力発電事業であることから、専門家の助言や国内外における最新の知見・事例等を踏まえ、本事業の実施による環境影響を可能な限り回避し、又は低減するよう配慮すること。
また、意見聴取は複数の専門家に対して行うなど、環境影響評価の客観性及び妥当性の確保に努めること。
- (2) 本事業の実施に当たっては、地域住民や地元自治体等（以下「地域住民等」という。）に丁寧な説明を行い、理解を得るよう努めること。
- (3) 今後の事業計画の検討に当たっては、地域住民等からの情報収集に努め、影響を受けるおそれのある環境要素について、必要に応じて影響の程度に係る調査及び予測を行い、その結果を総合的に評価して事業の「位置・規模」及び「配置・構造」の決定に反映すること。
- (4) 方法書においては、事業の「位置・規模」及び「配置・構造」や工事計画等を明確にし、具体的な環境の保全の配慮に係る検討内容やその結果を記載すること。
- (5) 事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）周辺には、既設及び計画中の風力発電所が多数存在することから、他事業者との情報共有に努め、本事業の実施による累積的な影響を回避し、又は低減するよう配慮すること。

2 個別的事項

(1) 騒音

想定区域周辺には、住居や環境の保全について配慮が必要な学校、社会福祉施設等が多数存在していることから、これらと風力発電機との距離を十分に確保すること等により、事業の実施に伴う騒音による影響を回避し、又は低減するよう配慮すること。

(2) 動物

ア 想定区域の北に位置する八郎潟干拓地は、ガン・カモ・ハクチョウ類等の渡り鳥の集団飛来地であるため、渡りの時期等における主要な経路である可能性があるほか、周辺には既設及び計画中の風力発電所が多数存在することから、渡り鳥が想定区域及びその周辺を通過する際に、これら他事業者との累積的な影響により移動経路が遮断・阻害されるおそれがある。

このため、事業の「位置・規模」及び「配置・構造」の決定に当たっては、今後の現地調査の結果や専門家の助言を踏まえ、事業の実施による鳥類への影響を回避し、又は低減するよう配慮すること。

イ 想定区域及びその周辺の海域は、その一部が環境省により「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に選定されているほか、県の魚であるハタハタ等の稚魚の生育場及び溯河性魚類であるサクラマス等の重要な回遊経路となっている可能性があることから、本事業の実施によるこれら海生生物への影響が懸念される。

このため、専門家の助言や国内外における最新の知見・事例等を踏まえ、可能な限り生息状況を適切に把握した上で、本事業の実施による海生生物への影響を回避し、又は低減するよう配慮すること。

(3) 景観

想定区域周辺には、「下浜サンセットロード」や「下浜海水浴場」等の主要な眺望点が複数存在することから、本事業の実施によるこれら眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。

このため、事業の「位置・規模」及び「配置・構造」の決定に当たっては、地域住民等からの意見を踏まえるとともに、見え方を考慮して風力発電機の配置を検討するなど、本事業の実施による景観への影響を回避し、又は低減するよう配慮すること。

また、主要な眺望点の設定に当たっては、地域住民等からの情報収集に努め、日常的な生活環境の場からの景観についても十分に配慮すること。